

【出願（入学）予定者の皆さんへ】

「こども性暴力防止法」の施行に伴う学校等における実習について

学校や保育所等に在籍する児童生徒等の安全と権利を守るため、2024年6月に「こども性暴力防止法」（正式名称：学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）が制定されました。この法律は2026年12月25日に施行される予定です。

この法律により、教育・保育等に携わる者（教員、保育士、実習生など）について、特定性犯罪前科の有無を確認する制度（犯罪事実確認）が導入されます。これに伴い、学校等における実習を行う学生にも、影響が生じる可能性があります。

1. 対象となる学生

- ・国際教育学部こども教育学科に入学する学生
- ・看護学部看護学科に入学する学生のうち、養護教諭課程希望者

2. 内容

①実習前の犯罪事実確認について法の施行後、実習を行う前に、特定性犯罪前科の有無の確認が求められる場合があります。確認の結果、特定性犯罪前科があると判断された場合には、生徒等に接する実習を行うことはできません。

②実習を行えない場合の資格取得および卒業への影響について

実習を行えない場合、免許状の取得要件を満たすことができないため、資格取得ができないなる可能性があります。

③入学後の対応について

本学では、実習を行う見込みのある学生に対し、法の趣旨を理解していただくため、国際教育学部の皆さんには入学前および実習前に、養護教諭課程希望者の皆さんには課程選択時にお呼び実習前に、同意書（犯罪事実確認に関する同意） および誓約書（特定性犯罪前科がない旨の誓約） の提出をお願いする予定です。

これらの書類は、個人情報保護法に基づき適切に取り扱います。

3. 出願（入学）に際してのお願い

上記内容を十分にご理解のうえ、ご出願・ご入学をご検討ください。

本件に関する問い合わせ先

聖隸クリストファー大学

教務事務センター 電話番号：053-439-1433